

巣鴨日本語教育学院 東京校 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和6年10月1日策定

第1章 総則

（機関の目的）

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、生徒の日本語能力を高め、日本の大学等の高等教育機関に進学させることを図り、もって日本語関連教育の発展に寄与することを目的とする。

（機関の名称）

第2条 本機関は、巣鴨日本語教育学院 東京校と称する。

（組織）

第3条 本機関には、留学日本語教育部を置く。

（主たる事務所の所在地）

第4条 本機関の主たる事務所は、豊島区巣鴨一丁目36番5号。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（実施期間）

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

（授業日数及び休業日）

第6条 本機関が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日

三 春季休業 3月下旬から4月上旬まで（3週間）

四 夏季休業 8月上旬から8月中旬まで（2週間）

五 秋季休業 9月下旬から10月上旬まで（2週間）

六 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで（2週間）

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第7条 本機関には、各部に以下の表の各部の項の第二欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ第三欄から第七欄までに掲げるとおりとする。

部	日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	授業科目	授業時数
留学日本語教育部	進学2年コース	2年	A1	60人	総合	590時間
					文字・語彙	210時間
					文法	40時間
					読解	80時間
					聴解	100時間
					作文	160時間
					会話	80時間
					日本事情と発表	180時間
					試験対策	160時間
	進学1年6か月コース	1年6月	A2	40人	総合	340時間
					文字・語彙	140時間
					文法	40時間
					読解	80時間
					聴解	80時間
					作文	140時間
					会話	80時間
					日本事情と発表	140時間
試験対策	160時間					

(教育の提供方法)

第8条 本機関は、学習者、企業、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表の第五欄に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価，課程修了の認定

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、日本語教育課程又はコースの最終日に実施する試験に基づいて行う。

2 前項の試験は、筆記、集団討論若しくは口頭試問、又はこれらの組み合わせにより行う。

(修了の認定)

第11条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、学習の評価において一定の成績を修めることを条件に、修了証明書を授与する。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本機関に、次の教員及び職員を置く。

一 校長

二 主任教員

三 本務等教員 3名以上 (主任教員は本務等教員とする。)

四 日本語教員 (本務等教員を含む。) 5名以上

五 事務統括責任者

六 事務職員 (生活指導担当者含み事務統括責任者を除く。) 1名以上

(校長及び副校長)

第13条 校長は、本機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第14条 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者とする。

(教員会議)

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第6章 在籍等

(在籍)

第16条 本機関に在籍できる者は、我が国で就労し、又は就労することを目指す外国人等で、別に定める受講基準を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第17条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程又はコースごとに校長が定める。

(受講申請)

第18条 受講を希望する者は、本機関所定の受講申請書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

(中途終了)

第19条 日本語教育課程又はコースを修了せず、途中で受講を終了しようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。

(中断)

第20条 業務の都合、病気又はやむを得ない事由により、引き続き1月以上受講することが困難となったときは、その事由を説明する書面を添え、校長に中断を願い出ることができる。

(転学)

第21条 生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。

(修了等)

第22条 日本語教育課程又はコースのすべての授業の受講を終えた者及びこれらを修了した者は、在籍を終えることとする。

第7章 受講料等

(受講料等)

第23条 本学の生徒納付金（税抜き）については、次のとおりとし、日本語学校学生災害補償制度の保険料を含むものとする。

(1)	入学検定料	20,000円
(2)	入学金	50,000円
(3)	授業料	600,000円（年間）
(4)	施設費	40,000円（年間）
(5)	設備費	20,000円（年間）
(4)	教材料	40,000円（年間）
(5)	課外活動費	40,000円（年間）

2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

（受講料の返還）

第24条 日本語教育課程又はコースを中途終了する者は、申出により、以下の式により算出した額から千円未満を切り捨てた額の返還を受けることができる。ただし、受講料の全額を納入していない場合には、この限りでない。

納入した受講料 × 残りの授業時数が当該日本語教育課程又はコースの授業時数全体に占める割合

第8章 賞罰

（賞罰）

第25条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

（除籍）

第26条 基本料又は受講料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。